

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連、日切れ扱い法案>

道路整備費の財源等の 特例に関する法律

平成15年度以降5年間の措置として

①揮発油税等の税収の毎年度の 道路整備への全額充当

※ 揮発油税等: 揮発油税+石油ガス税1/2

②5年間の道路整備事業の量

③国庫補助負担率のかさ上げ

※ 高規格幹線道路(2/3→7/10)
※ 地域高規格道路(5/10→5.5/10)

④地方道路整備臨時交付金

※揮発油税収の1/4(H19;国費7099億円)
※道路整備特別会計に直入
※交付率;原則として事業費の55%

⑥高速道路の有効活用・機能強化

・料金の引下げとスマート・インターチェンジ等の整備を図るため、日本高速道路保有・債務返済機構の債務を国が承継 [2.5兆円の範囲内]
※国の道路特定財源を活用して償還

道路整備事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律

平成20年度以降10年間の措置として

①揮発油税等の税収の道路整備への 充当

・毎年度、揮発油税等の税収を道路整備費に充てなければならないこととする。
・ただし、税収が道路整備費を上回る場合には、毎年度の予算において、全額を充てなくてもよいこととする。
〔道路整備費への未充当相当額については翌年度以降の道路整備費に充当可能なものとして措置。〕

②10年間の道路整備事業の量

③国庫補助負担率のかさ上げ

※ 高規格幹線道路(2/3→7/10)
※ 地域高規格道路(5/10→5.5/10)

④地方道路整備臨時交付金

※揮発油税収の1/4、特別会計に直入
・都道府県管理の国道を対象に追加
・地方の財政状況に応じた交付率の引上げ(運用改善)

⑤地方道路整備臨時貸付金

・国直轄事業の地方負担金、補助事業の地方負担分等に対する無利子貸付制度
[平成24年度までの5年間で5000億円規模]
[償還期間20年(5年据置含む。)以内]

○揮発油税等の暫定税率の10年間延長

⇒租税特別措置法、地方税法の改正